

資 料

国 税 庁

平成 18 年 9 月

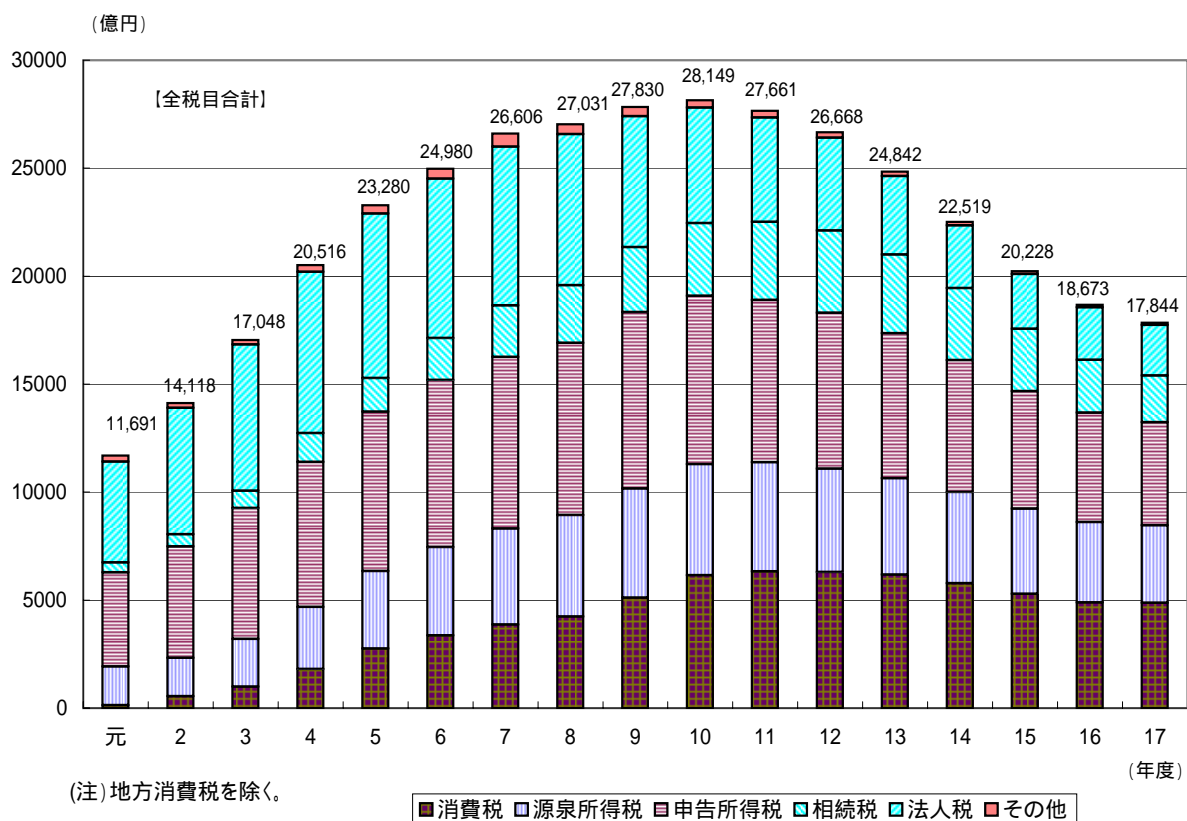
総論

定員、所得税申告件数及び法人数の推移

年度	平成 元	6	11	16	18
定員 (人)	100 54,376	104 56,752	105 57,100	103 56,239	103 56,159
所得税確定申 告書提出件数 (万件)	100 1,697	114 1,927	120 2,028	128 2,167	137 2,318
法人数 (万社)	100 218	120 261	125 273	129 281	130 283

各欄の左上には、平成元年を100とした場合の指数を表示している。

滞納残高の推移



(参考)

平成 17 年分消費税及び地方消費税確定申告（個人事業者）
の収納状況等について

消費税免税点の引下げ（従来の 3 千万円から 1 千万円）に伴い、納税者数が増加したことから、振替納税の利用勧奨や納税資金の備蓄の呼びかけなど期限内収納確保のための施策に取り組んだ結果、概ね前年並みの期限内収納率が確保された。

		徴収決定	期限内収納	期限後収納等	督促状発付
平成 17 年	件数	千件 1,483	千件 1,299	千件 49	千件 135
	金額	百万円 500,125	百万円 443,923	百万円 14,322	百万円 41,880
内 新規	件数	1,138	993	40	105
	金額	308,253	269,058	12,275	26,920
平成 16 年	件数	377	331	8	38
	金額	186,083	164,808	3,455	17,820

(注 1) 徴収決定の件数及び金額は、確定申告において納税額があるものの計数である。

(注 2) 上段の割合は、徴収決定の件数、金額に対するそれぞれの割合である。

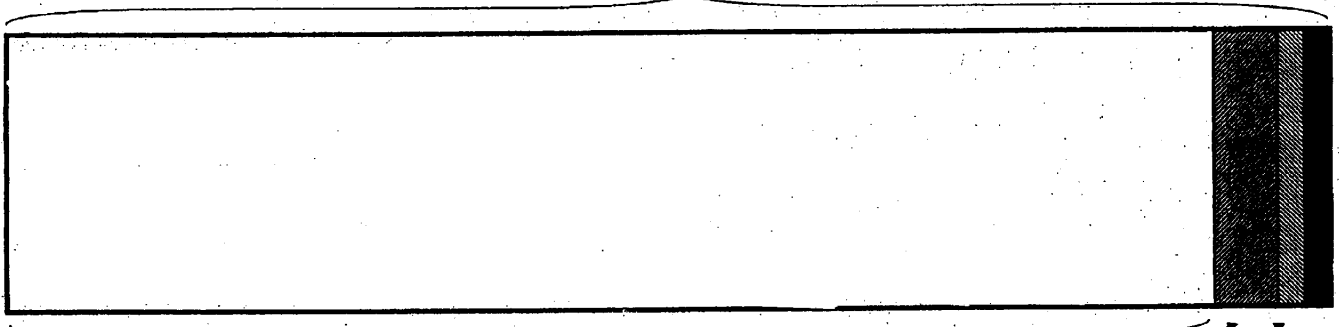
(注 3) 金額は地方消費税分を含む計数である。

Ⅱ 国税徴収関連業務

1. 国税の滞納整理状況

平成15年度徴収決定済額に対する平成16年度末における整理状況
徴収決定後、翌年度末までに 99.5%を徴収

徴収決定済額 (100.0%)
〔44兆76百億円〕



督促前収納 (97.7%)
〔43兆74百億円〕

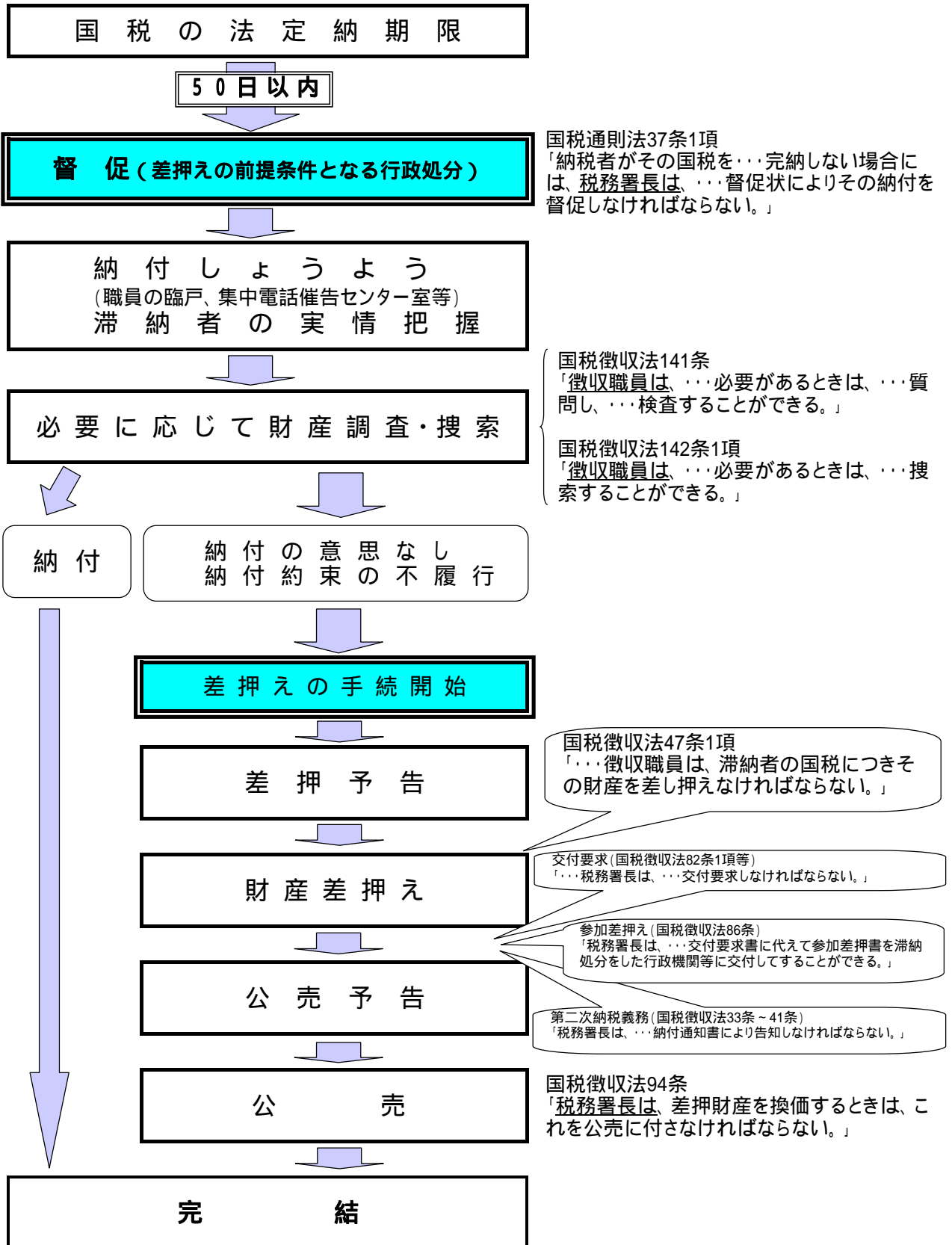
当年度中整理済額 (1.3%)
〔59百億円〕

翌年度中整理済額 (0.5%)
〔20百億円〕

翌年度末までに 99.5%を徴収

翌年度以降、滞納整理を実施するもの (0.5%)
〔22百億円〕

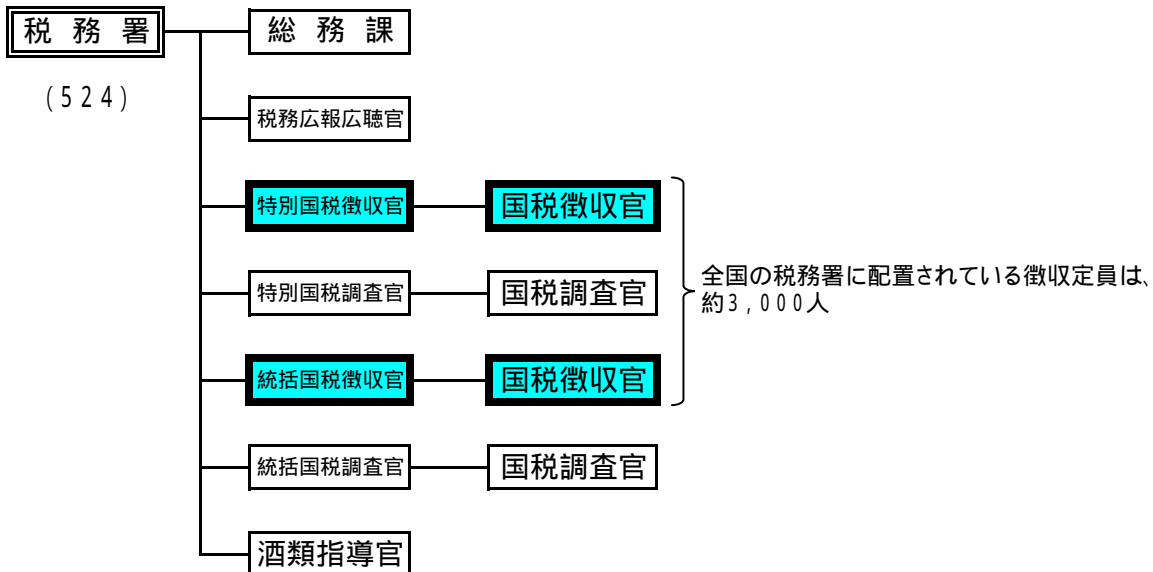
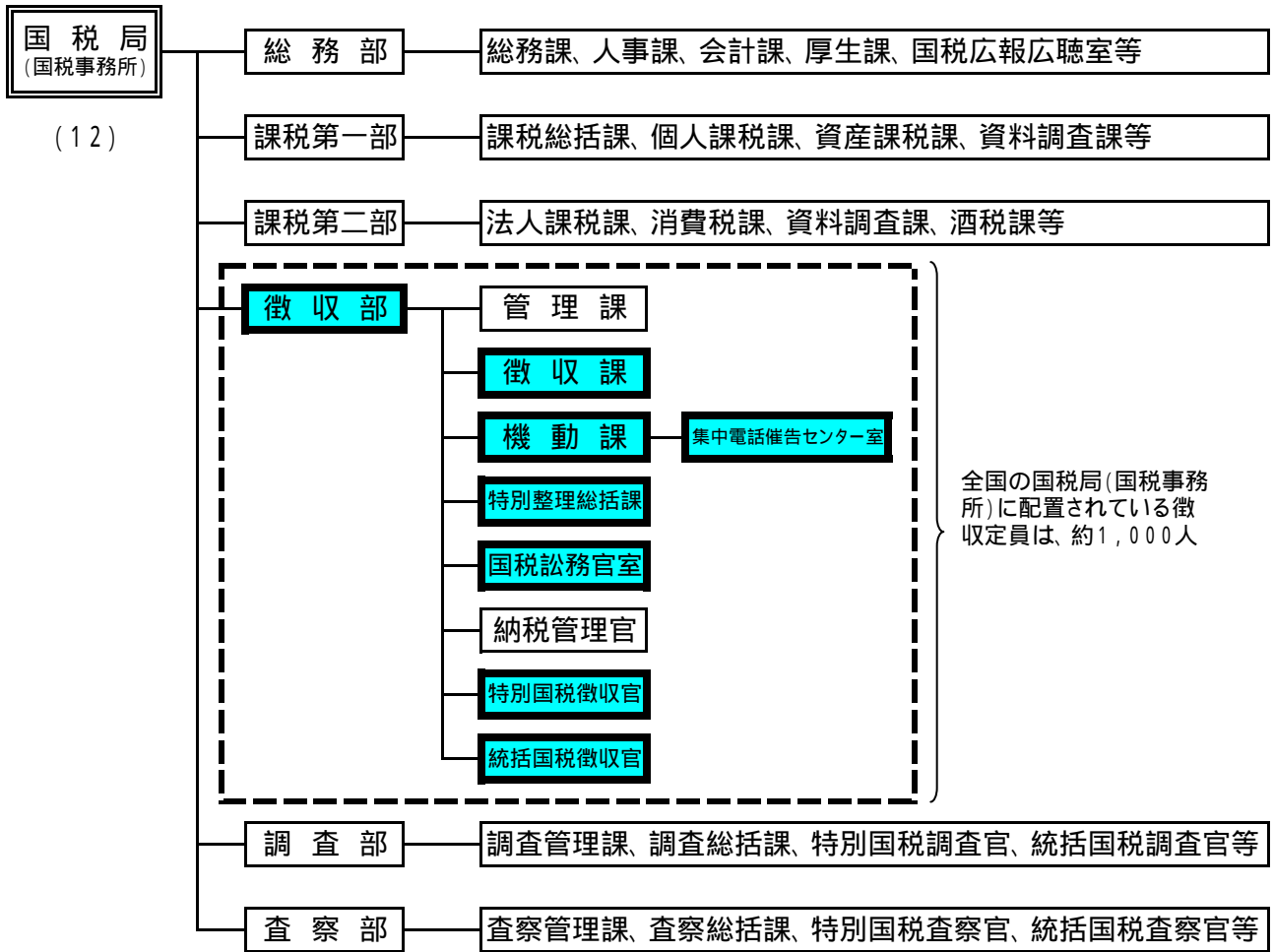
2. 国税の滞納整理の流れ



「徴収職員」

税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員(国税徴収法2条11号)

3 . 組織図 (概略)



()書きは、事業所数を表す。

全国の税務署の徴収業務関係部署で採用している非常勤職員数は把握していないが、平成18年度の非常勤職員の賃金予算額は、約3億7千万円である。

4. 業務量に関する指標

(1) 平成17年度 滞納発生・整理状況

単位：千人、億円

区 分	要 整 理 滞 納					
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		計	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
全 国 計	1,015	18,673	980	9,298	1,995	27,972

区 分	整 理 済 滞 納		滞 納 残 高	
	人 員	税 額	人 員	税 額
全 国 計	976	10,128	1,019	17,844

(注) 地方消費税を除く。

(2) 納付しようよう・差押予告等の実施状況（平成17年7月～平成18年6月）

単位：回

区 分	国 税 局 特 別 整 理 部 門 及 び 税 務 署				集 中 電 話 催 告 セ ン タ ー 室	合 計
	署 内 面 接	臨 戸	催 告	小 計	架 電 ・ 受 電	
全 国 計	460,344	310,862	1,210,333	1,981,539	737,020	2,718,559

(3) 財産等調査・搜索の実施状況（平成17年7月～平成18年6月）

単位：回

区 分	調 査	搜 索
全 国 計	1,494,642	5,970

(注) 「調査等」には、財産調査のほか所在調査や差押不動産の現況確認等、すべての調査事務を含む。

(4) 差押えの実施状況（平成17年7月～平成18年6月）

単位：人、件、億円

区 分	動 産	不 動 産 等	債 権	そ の 他	合 計	
全 国 計	人 員	427	7,747	42,786	3,514	54,474
	物 件 数	14,783	27,481	53,938	102,981	199,183
	評 価 額	76	1,511	612	40	2,239

(注)1 「債権」については、「物件数」は第三債務者数、「評価額」は差押債権額を示す。

2 「小計」及び「合計」は延べ数である。

(5) 交付要求等及び第二次納税義務賦課の実施状況（平成17年7月～18年6月）

単位：回

区 分	交 付 要 求 等	第 二 次 納 税 義 務 賦 課
全 国 計	24,440	131

(注) 「交付要求等」については、交付要求及び参加差押えの合計回数を示す。

(6) 納税の猶予・換価の猶予等の実施状況（平成17年7月～平成18年6月）

単位：回、億円

区 分	納 税 の 猶 予		換 価 の 猶 予		合 計	
	回 数	税 額	回 数	税 額	回 数	税 額
全 国 計	448	7	210,842	3,727	211,290	3,734

5 . 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等に関する意見等

国税の徴収は、財産の差押えなど国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使を伴うものである。

税務署等における臨戸や電話による納付しようようや集中電話催告センター室（いわゆる納税コールセンター）における電話催告といった業務は、税務署における財産調査、差押え等の公権力の行使の必要性の判断を伴うものであり、この事務のみを切り離して民間に委託する場合、税務署等における徴収事務が円滑に進められなくなる。

滞納整理に当たっては、納税者の実情を把握した上で、差押えなどの厳正な処分を実施する一方で猶予等の徴収緩和措置を図る必要もあることから、国税当局が個々に判断して行う必要がある。

滞納整理に当たっては、国税当局が保有する極めて守秘性の高い個人情報が必要となるが、税務行政に対する国民の信頼を維持するためにも、この個人情報の適正な取扱いが求められる。

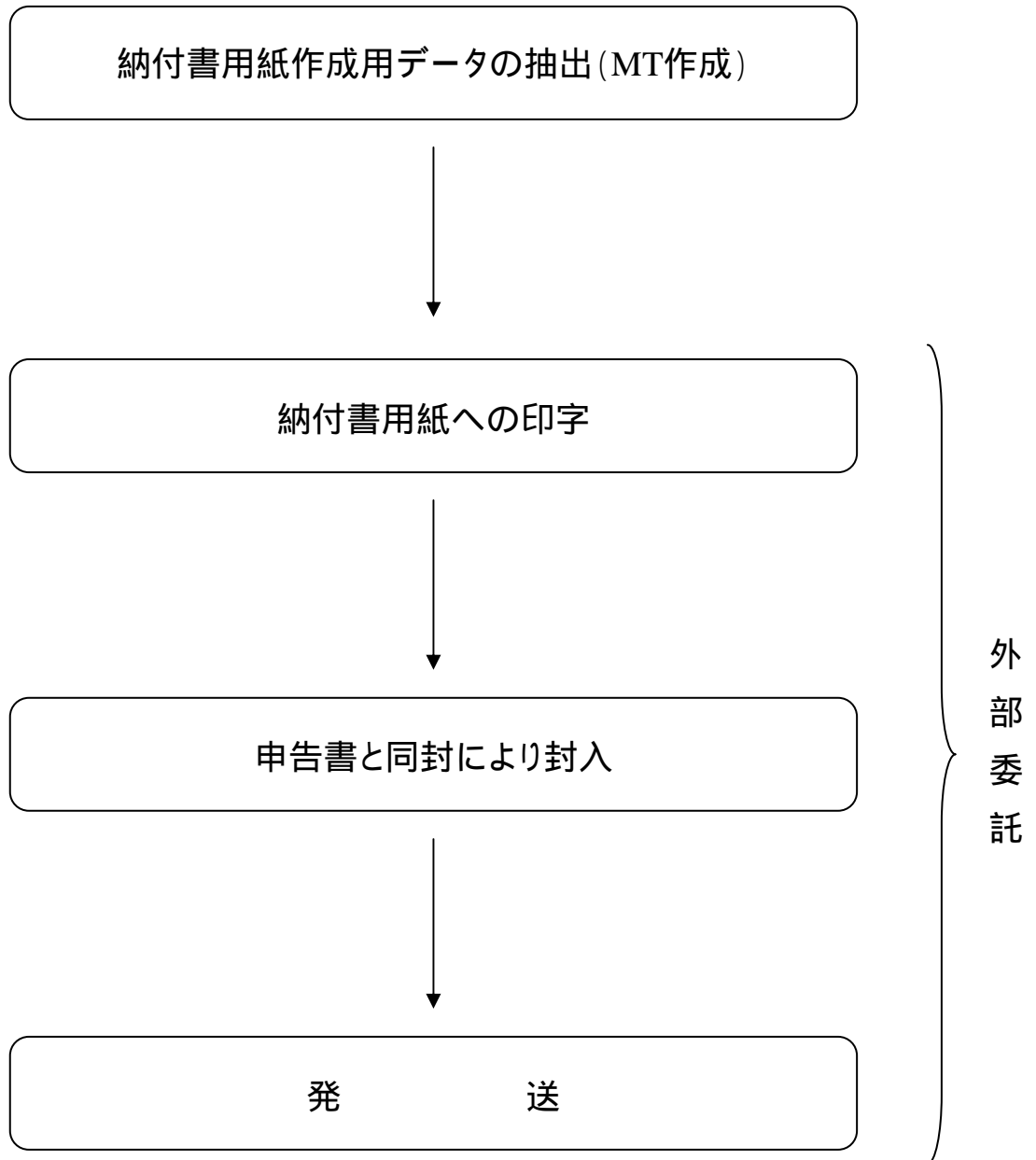
6. 国税の徴収業務における外部資源の活用状況

(は民間委託 はアルバイトを活用)

業 務	委 託 等 の 内 容	備 考
各種文書の印刷、封入、発送業務	督促状・定期催告書等の印刷 同封入・発送業務(作成は機械化) 納税催告書(随時)の作成・封入・発送業務(作成は機械化)	国税庁において年1回実施 各国税局特別整理部門及び各税務署において通年実施
電話催告業務	全国12の集中電話催告センターにおける電話催告 各局の集中電話催告センター室に配置された約100名の職員の指揮・監督の下で業務に従事	17年度は3名(東京2、大阪1) 18年度以降は、各局の集中電話催告センター室で計100名以上(4月～6月の滞納発生ピーク時は最大126名)を採用し、集中的な電話催告を実施
滞納整理関係書類の整理	滞納処分票の整理(併有発生分滞納処分票の綴り込み等)	各(一部)税務署において通年実施
システムへの情報入力業務	KSKシステムへの各種情報の入力	各国税局特別整理部門及び各税務署において通年実施
差押財産の搬送・保管業務	差押動産(自動車・美術品等)の専門業者による搬送・保管	各国税局特別整理部門及び各税務署において必要に応じて随時依頼
差押財産の鑑定・評価業務	公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定・評価業務 不動産については不動産鑑定士、美術品等については専門業者に鑑定を依頼	各国税局特別整理部門及び各税務署において必要に応じて随時、鑑定・評価依頼
不動産の公売広報業務	不動産の公売情報の刷成(一部の局) 住宅情報誌、住宅情報業者のホームページ等を活用した広報 インターネットのバナー広告を活用した広報(全国の公売情報を掲載した国税庁のホームページに誘導)	各(一部)国税局特別整理部門において通年実施

国税に係る納付書の発行・送付について

1. 納付書用紙の作成・送付



2 . 制度・業務の現状

項 目	内 容 等
業務の目的・概要及び 具体的実施方法等	<p> 国税の申告を行った納税者は、自ら申告した税額について、現金に納付書を添えて金融機関等の窓口で納付することとなる。このため、国税の申告・納付が必要と見込まれる納税者に対し、事前に金融機関等で納付を行うための納付書用紙を送付しており、その作成・送付については、従来から民間競争入札による外部委託を実施しているところである。 </p> <p> なお、その発送は申告書用紙の発送時に同封して行っている。 </p>
業務実施に当たっての 全体の組織体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図 <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">国税庁</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">国税局</div> 国税局で外部委託を行っている。 </div> ・ 事業所数 全国 11 の国税局及び沖縄国税事務所 ・ 配置人員 国税局の外部発注担当者を除き、従事人員なし。
業務量に関する指標の 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付書送付件数（主要なもの） 申告所得税（確定申告分）421 万件、 法人税（確定申告分）278 万件、 消費税（確定申告分）267 万件 <p> 上記件数は申告書と同封して発送しているものである。 </p>
業務の実施を規制する 現行法令及び関連条項並 びに規制の概況	<p>なし</p>

3 . 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等に関する意見等

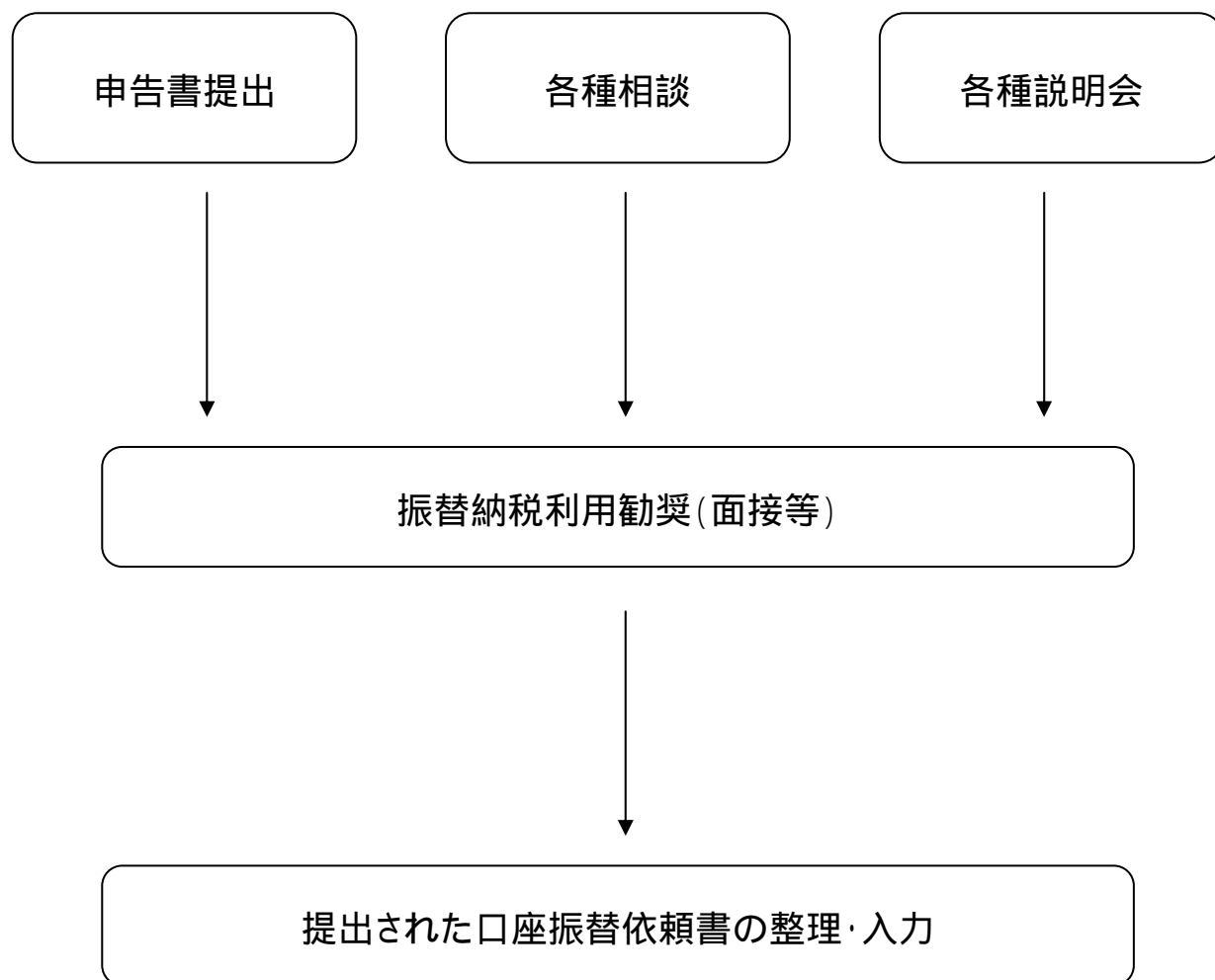
国税の納付書用紙の作成・送付は、民間競争入札による外部委託により実施している。この納付書用紙の作成・送付については、業務の内容が印字・封入・発送という単純作業であるため、業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるとは言えないことから、官民競争入札ではなく、今後も民間競争入札による外部委託を継続することとしている。

4 . 外部資源の活用状況

項 目	内 容 等
委託業務の内容	納付書への印字・封入・発送
委託先	
業務の費用の財源及び金額	
指定・登録・委託契約の別	
契約方法・過去の契約実績	一般競争入札

振替納税の利用推進について

1. 振替納税の利用勧奨事務



上記のほか文書等による一般広報を実施

2 . 制度・業務の現状

項 目	内 容 等																								
業務の目的・概要及び 具体的実施方法等	<p>振替納税（国税の口座振替）は、期限内収納の確保や納税者の利便性の向上を目的とするものであり、納税を失念するケースが多いと認められる個人納税者の所得税及び消費税を対象に実施している。</p> <p>この振替納税の利用勧奨は、一般広報や申告、相談、説明会など納税者と接触する様々な機会に併せて実施しているところである。</p>																								
業務実施に当たっての 全体の組織体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 国税庁 - 国税局 - 税務署 </div> ・ 事業所数 全国 524 の税務署 ・ 配置人員 振替納税の利用勧奨は、税務署において国税の債権管理事務等に従事する職員（約 3,500 人）が、機会を捉え、他の債権管理事務を行いつつ実施するとともに、賦課事務を所掌する職員が行う場合もある。 																								
業務量に関する指標の 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替納税の状況（申告所得税（平成 17 年確定申告分）） <table border="1" data-bbox="596 1261 1358 1395" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴 収 決 定</td> <td>7,893 千件</td> <td>1,799,130 百万円</td> </tr> <tr> <td>振 替 納 税 利 用</td> <td>4,665 千件</td> <td>1,342,952 百万円</td> </tr> <tr> <td>振 替 利 用 率</td> <td>59.1%</td> <td>74.6%</td> </tr> </tbody> </table> ・ 振替納税の状況（消費税（平成 17 年確定申告分）） <table border="1" data-bbox="596 1498 1358 1632" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徴 収 決 定</td> <td>1,483 千件</td> <td>500,125 百万円</td> </tr> <tr> <td>振 替 納 税 利 用</td> <td>1,091 千件</td> <td>384,420 百万円</td> </tr> <tr> <td>振 替 利 用 率</td> <td>73.8%</td> <td>77.2%</td> </tr> </tbody> </table> 	区 分	件 数	金 額	徴 収 決 定	7,893 千件	1,799,130 百万円	振 替 納 税 利 用	4,665 千件	1,342,952 百万円	振 替 利 用 率	59.1%	74.6%	区 分	件 数	金 額	徴 収 決 定	1,483 千件	500,125 百万円	振 替 納 税 利 用	1,091 千件	384,420 百万円	振 替 利 用 率	73.8%	77.2%
区 分	件 数	金 額																							
徴 収 決 定	7,893 千件	1,799,130 百万円																							
振 替 納 税 利 用	4,665 千件	1,342,952 百万円																							
振 替 利 用 率	59.1%	74.6%																							
区 分	件 数	金 額																							
徴 収 決 定	1,483 千件	500,125 百万円																							
振 替 納 税 利 用	1,091 千件	384,420 百万円																							
振 替 利 用 率	73.8%	77.2%																							
業務の実施を規制する 現行法令及び関連条項並 びに規制の概況	なし																								

3 . 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等に関する意見等

振替納税は、期限内収納の確保や納税者の利便性の向上を目的として実施しているものであり、その利用状況は、既に納税者の6割から7割に達している。

このような中、振替納税の利用勧奨は、効果的・効率的に実施する観点から、税務署の各部署において、振替納税の利用に関連する申告、相談、説明会や調査、滞納整理時などの機会に併せて実施しているところであり、この事務のみを切り離して民間に委託することは困難である。

なお、振替納税の利用勧奨については、提出された口座振替依頼書の整理などその補助業務について、アルバイト化を行っている。

4 . 外部資源の活用状況

項 目	内 容 等
委託業務の内容	振替納税の利用勧奨に係る補助事務
委託先	アルバイト
業務の費用の財源及び金額	不明
指定・登録・委託契約の別	不明
契約方法・過去の契約実績	不明

参考資料

国 税 庁

平成 18 年 9 月

事例 1	集中電話催告センター室で不満申立 困難 スーパーバイザーと通話交代 オペレーターで対応 説得 納付約束 完結
滞納者	A (法人) 滞納内訳 消費税 300,000 円
日時	処分経過等
18.6.23	督促 状送付 集中電話催告センター室所掌
18.7.12	滞納法人へ 架電 代表者応答 納付の意思を示さず、税務調査、加算税・延滞税が課されることなど、税務行政に対する 不満を延々と申し立て 、オペレーターで対応困難 スーパーバイザーに通話交代 消費税の性格、延滞税の意義、滞納不利益等をねばり強く説明し、 滞納者を説得 納税に前向きな態度に改め、 即納困難を申立 収支状況・財産状況確認 分割納付申立 (7月末から毎月末 100,000 円ずつ 3 回の分納) 納付計画書・納付書郵送 履行監視
18.9.6	納付 確認
18.10.6	納付 確認
18.11.6	納付 確認 完結

事例 2	集中電話催告センター室で納付約束 不履行 税務署に引継ぎ 猶予 完結		
滞納者	B (法人)	滞納内訳	消費税 300,000 円
日時	処分経過等		
18.6.23	督促状送付 集中電話催告センター室所掌		
18.7.10	滞納法人へ架電 (1 回目) 不応答		
18.7.12	滞納法人へ架電 (2 回目) 代表者応答 納付計画申立 (申立内容: 7 月 15 日に全額納付予定) 納付計画書・納付書郵送 履行監視		
18.7.24	納付計画不履行 確認 滞納法人へ架電 代表者応答 即納困難と申立 所轄署へ引継ぎ (税務署において滞納整理を実施することが適当であると判断)		
18.7.26	滞納法人の所在地に臨場 代表者と面接 収支状況・財産状況確認 分割納付申立 (8 月末から毎月末 100,000 円ずつ 3 回の分納) 約束手形 (100,000 円) 3 枚受領 納付受託		
18.9.6	納付確認		
18.10.6	納付確認		
18.11.6	納付確認 完結		

事例 3	集中電話催告センター室で電話催告 不応答 税務署に引継ぎ 猶予 不履行 差押 納付 完結 (差押解除)		
滞納者	C (個人)	滞納内訳	消費税 1,000,000 円
日時	処分経過等		
18.6.23	督促状送付 集中電話催告センター室所掌		
18.7.1	滞納者の自宅へ架電 (1回目) 不応答		
18.7.5	滞納者の自宅へ架電 (2回目) 不応答		
⋮	⋮ 架電 (不応答)		
18.8.9	滞納者の事業所へ架電 (5回目) 不応答 所轄署に引継ぎ (税務署において滞納整理を実施することが適当であると判断)		
18.8.15	滞納者の事業所に臨場 滞納者と面接 収支状況・財産状況確認 分割納付申立 (8月末から毎月末 500,000 円ずつ 2 回の分納) 納付誓約書受理 納付書 2 枚交付 履行監視		
18.9.6	納付計画不履行確認 滞納者宅へ架電 (不応答)		
18.9.10	差押予告書送付 (出署指定日: 18.9.13) 署内調査 帳簿 (申告書) 調査により、取引先等把握		
18.9.13	出署不履行		
18.9.14	滞納者の取引先へ臨場 売掛金差押え 滞納者から電話 差押解除申立 拒否		
18.9.19	滞納者出署 全額納付したい、差押解除を申立て 全額署内領収 差押え解除 完結		

事 例 4	納税誠意なし 差押え 換価（取立） 完結		
滞 納 者	D（法人）	滞納内訳	消費税 6,000,000 円
日 時	処 分 経 過 等		
18.6.23	督促状送付		
18.6.26	<p>滞納法人の所在地に臨場（代表者と面接） 収支状況・財産状況の聞き取りに対し、明確な回答なし 納付計画の提示なし、納税誠意なし</p> <p>滞納法人の事務所内の搜索を実施 売掛帳から主要取引先（甲）の売掛金を把握 経理担当者の机内から（乙）銀行の簿外預金口座の通帳を把握</p> <p>取引先（甲）に臨場 売掛金400万を差押え</p> <p>（乙）銀行に臨場 普通預金200万円を差押え</p> <p>滞納法人の代表者出署 差押えに対する抗議と強硬な差押解除要請 拒否</p>		
18.7.6	<p>取引先（甲）から差押債権の履行（振込）あり 差押債権（売掛金）の受入れ 滞納国税に配当、充当</p>		
18.7.7	<p>代表者出署 売掛金の取立てに対する抗議と差押預金の強硬な解除要請 拒否</p>		
18.7.10	<p>（乙）銀行 / 支店臨場 差押債権（預金）の受入れ 滞納国税に配当、充当 完結</p>		

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書



税務署長 あて

氏名



私が納付する

- ・ 申告所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - ・ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について

平成 17年 10月 1日

以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署 整理欄	(整理号)	<input type="text"/>	(金融機関番号)	<input type="text"/>
	(振替区分)	<input type="text"/>	(入力日付)	<input type="text"/>
			(送付日付)	<input type="text"/>

預貯金口座振替依頼書

平成 17年 10月 1日

金融機関名

<input type="text"/>	銀行	<input type="text"/>	支店	御 中
----------------------	----	----------------------	----	-----


郵便番号	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>
------	----------------------	------	----------------------

あなたの住所

(申告納税地)

氏名 (フリガナ)

(金融機関お届け印)



銀行等	預金の種類	普通預金										
	口座番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
郵便局	記号番号 (新総合通帳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

金融機関 使用欄	<input type="text"/>
-------------	----------------------

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- ・ 申告所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - ・ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)又は郵便局に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定

- 1 預貯金の支払手続きについては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店(組合)又は郵便局が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)又は郵便局の責によるものを除き、貴店(組合)又は郵便局には迷惑をかけません。

(参 考)

振替納税の利用勸奨例

- 確定申告期における利用勸奨（申告書收受窓口、申告書作成会場、消費税コ
ーナー等）
- 消費税課税事業者届出書の提出時における利用勸奨
- 調査時、滞納処分時における利用勸奨
- 消費税相談窓口における利用勸奨
- 改正税法説明会における利用勸奨
- 決算等説明会における利用勸奨
- 確定申告説明会における利用勸奨
- 関係民間団体主催の説明会（青色申告会、間税会、納税貯蓄組合等）におけ
る利用勸奨
- 業界団体主催の説明会における利用勸奨

納税には振替納税をご利用ください

消費税法が改正され、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、消費税及び地方消費税の申告と納税が必要となりました。個人事業者の方は、平成17年分（基準期間は平成15年分）から適用となります。

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になれます。

振替納税は、一度手続をしていただければ、継続してご利用いただけます。うっかり納期限を忘れてしまっても安心です。是非ご利用ください。

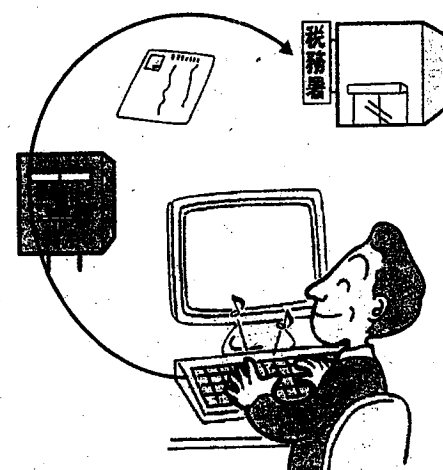
振替納税の利用手続

振替納税を利用される方は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」に住所・氏名、取引金融機関名、預貯金口座番号など必要事項を記入し、金融機関にお届けの印鑑を押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」は、税務署で用意しています。

また、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードすることもできますので、必要事項をご記入の上、郵送でお送りいただくこともできます。

納税には電子納税もご利用いただけます。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)
をエご覧いただくか、ヘルプデスク(TEL 0570-015901)でご確認
ください。



○ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署または税務相談室にお尋ねください。